

## 地域医療支援事業共同利用研究施設（会議室）に関する細則

平成29年4月1日制定

### （趣 旨）

第1条 この細則は、地域医療支援事業運営管理規程第2条及び地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第5項に則り、登録医療機関が研究施設（会議室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

### （会議室）

第2条 登録医療機関が利用できる会議室は獨協医科大学越谷病院の以下の会議室とする。

- 1) 第1会議室（南）： 高架下3階 / 50人収容 / マイク・プロジェクター・スクリーン・55型液晶モニター
- 2) 第1会議室（北）： 高架下3階 / 36人収容 / マイク・プロジェクター・スクリーン・55型液晶モニター
- 3) 第2会議室 : 中央棟2階 / 15人収容 / スクリーン・ホワイトボード
- 4) 第3会議室 : 中央棟2階 / 36人収容 / ホワイトボード・55型液晶モニター
- 5) 第4会議室 : 高架下3階 / 20人収容 / ホワイトボード
- 6) 第5会議室 : 研究棟4階 / 36人収容 / ホワイトボード
- 7) 第6会議室 : 研究棟4階 / 36人収容 / ホワイトボード

### （利用方法）

第3条 登録医療機関が会議室の利用を希望する場合は、事務部庶務課において申込書をもって手続きし利用方法等の説明を受ける。

- 2 会議室の予約は利用希望日の3ヶ月前から取得することができる。

### （利用時間）

第4条 登録医療機関が会議室を利用する場合は以下の時間帯とする。

- 1) 平 日 : 午前9時00分～午後8:00
- 2) 土曜日、休日 : 午前9時00分～午後6:00

（毎月、第3土曜日及び4月23日（開学記念日）は休日扱いとする）

- 2 登録医療機関が会議室を利用する場合は、平日は事務部庶務課、平日以外は守衛室（西通用口、南通用口）において鍵の受け渡しを行い、利用終了時は守衛室に鍵を返却する。

### （細則の改正）

第5条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成 年 細則第 号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。